

大 監 第 73 号
平成 23 年 3 月 4 日

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 23 年 1 月 7 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、木下吉信監査委員及び高橋諄司監査委員は、本件請求の内容に鑑み、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、監査の執行には関与していません。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

地域から市政を変えようと謳って、平成 22 年 12 月 21 日 19：00 より旭区民センターにおいて、市政と言うその名の通り政治色の強い地域懇談会を公費で開催して平松市長の政治的主張を展開し、また政治活動に対する解答等を公務員を動員して行い、公費で宣伝し助成団体を通じ参加人員動員をしているため。市民の声を聞く会との事で公金を支出し、会を開催して何ら関係ない政治的主張をされているため。平松市長は会の開催経費、公務員の残業費、会場借上げ費、宣伝広告費を市に返還するよう請求する。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して

初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

これらを本件についてみると、請求人は、本市職員等による財務会計上の行為たる公金の支出を請求の対象にしようとするものとも見受けられるが、支出に対する専決権限をもつ区長らについての固有の違法不当性を主張するのではなく、非財務会計行為である地域懇談会における市長の発言を「政治色の強い地域懇談会を公費で開催して平松市長の政治的主張を展開し」あるいは「市民の声を聞く会との事で公金を支出し会を開催して何ら関係のない政治的主張をされている」などと問題にするのみである。

また、事実証明書についても、地域懇談会の開催を告知する広報紙の写しや、懇談会の模様をインターネット放映するホームページ等のURLが記載された書面を添付するのみであり、「30分あたりで大阪都構想に対する政治的主張 他数か所あり」などとするものの、果たして、地域懇談会中の市長発言のいかなる部分や個別具体的内容を問題にしようとするのか明らかではない。添付された新聞記事は、どの記事を示すのか明らかでなく、「公費で宣伝」「助成団体を通じ参加人員動員をしている」などの主張については、これらの主張を証する書面すら添付されていない。

ところで、そもそも、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務についての違法不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、住民監査請求の対象は、法第242条第1項所定の違法不当な当該行為等であり、それら以外のものを対象とする請求は、住民監査請求の定型に該当しない不適法な請求と言わざるを得ない。

この住民監査請求制度の趣旨に照らせば、地方公共団体の住民が、本来請求の対象とならない非財務会計行為の適法性を争うため、ことさら、その行為やそれに基づく事務にかかった人件費等の経費を損害として住民監査請求に及ぶことは、住民監査請求制度の目的、趣旨に反する側面があるとされるところ、もとより本件請求の態様は上記のとおりであるから、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。